

第22期第2回 佐賀県連合海区漁業調整委員会

日 時：令和3年8月16日（月）

15：00～

場 所：唐津市水産会館 2F多目的ホール

（唐津市海岸通り7182-217）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1） 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における
佐賀県の要望事項について（協議）

1～5頁

- （2） 全国海区漁業調整委員会連合会70周年記念表彰について（報告）

6～16頁

- （3） その他



漁調委第 67 号
令和 3 年 6 月 16 日

佐賀県連合海区漁業調整委員会 会長殿

沖縄海区漁業調整委員会事務局長



令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について（照会）

みだしのことについて、本年度のブロック会議は、下記のとおりで開催を予定しております。

つきましては、同会議において、話題提供や議論すべき項目等は別紙様式 1、国への提案議題（要望事項）は別紙様式 2 にご記載の上、8 月 31 日（火）までに、沖縄海区漁業調整委員会事務局まで、電子メール（Word ファイル）でご送付ください。

今後、各県からの要望事項等を取りまとめ、9 月中旬を目途に、各海区にご意見及び出席者の照会をさせていただく予定です。

また、連合海区が設置されている県におかれましては、単海区への照会は行いませんので、連合海区による取りまとめをお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス等の影響により、開催予定に変更が生じることが予想されます。そのときは、改めてご連絡させていただきますので、あらかじめ了承ください。

記

- 1 期 日 令和 3 年 10 月 28 日（木）から 10 月 29 日（金）
- 2 開催場所 那覇市内のホテル等を予定（会場が決定次第お知らせします。）
- 3 会 議
 - (1) 本 会 議（10 月 28 日） 午後 2 時から午後 5 時まで
 - (2) 情報交換会（10 月 28 日） 午後 6 時から午後 8 時まで
 - (3) 視 察（10 月 29 日） 午前 8 時から午後 2 時頃まで
- 4 留 意 点 提案議題（要望事項）は、「要望事項とりまとめの留意点について（平成 19 年 6 月 29 日付け全国海区漁業調整委員会連合会会長）」に従いご提案ください。

お問い合わせ先

沖縄海区漁業調整委員会事務局
（沖縄県農林水産部水産課漁業管理班内）
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
担当：加藤・太田
TEL：098-866-2300 FAX：098-866-2679
E-mail：katoumnk@pref.okinawa.lg.jp

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案①）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和2年度要望結果の概要（抜粋）、下線部分が佐賀県要望を反映した要望箇所と関係省庁の回答分

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

項目	想定される回答
<p>1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等 ・北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を達成する確率を初めて100%としたことなどを踏まえ、WCPFCにおいて今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。また、平成30年7月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。</p> <p>②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等 ・漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みや県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>① 7月27日から29日にかけてWEB形式で開催された国際会議において、小型魚及び大型魚の「漁獲枠20%増」と漁獲枠未利用分の繰越特例延長を求めたところ、10か国中6か国が大型魚のみの15%増枠と特例措置3年間延長を支持したため、10月の最終合意に向けて関係各国に引き続き働きかけていきたい。 なお、増枠が実現した場合には、沿岸漁業をはじめとする漁業者の意見を踏まえた上で、配分方法を検討したい。</p> <p>② 今漁期のクロマグロの漁獲枠の配分についても、水産政策審議会くろまぐろ部会がとりまとめた「漁獲可能量の配分の考え方について」に従い、国の留保枠から配分したものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。来年漁期についても、当該「配分の考え方」に従い、適切な配分を行っている所存。</p>
<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設 ・定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な再放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安庁との情報共有を含む）、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。</p> <p>③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等 ・数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。 ・漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>② クロマグロの資源管理に資する混獲回避のため、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入、放流活動への支援措置及び休漁への支援を措置したところ。今後も、厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、必要な予算の確保に努めてまいりたい。</p> <p>③ 漁業収入安定対策事業においては、共済への実質加入と資源管理計画の策定を要件に、減収に対する補填を行っている。また、強度資源管理タイプ資源管理計画が策定されていれば、通常より払戻判定金額が上がるなどの優遇が受けられることとしたところ。なお、太平洋クロマグロの大幅削減措置に取り組む定置網及び10トン未満漁船漁業に関し、払戻判定金額が前回契約の水準から下がらないようにする「下げ止め」と漁船漁業の対象を20トン未満漁船漁業まで広げたところ。今後とも地域経済への影響が生じないように対策を進めてまいりたい。</p>

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案①）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和3年度提案議案（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について

【内 容】

クロマグロ漁業への依存度が相対的に高い延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁船漁業者は、漁獲制限の開始以降、目的操業の自粛措置に取り組み、漁獲対象種をブリ、カツオ及びサワラ等に転換しているものの、これら魚種の操業海域におけるクロマグロの来遊量の増加に伴い、再放流作業等の労務負担が増大しており、漁家経営の悪化を招いています。また、本年2月には、沿岸の定置網に予期せぬ大型マグロの大量入網があり、佐賀県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づき、勧告（くろまぐろが入網していないことが確実に確認される以外の休漁）を発出したことにより、青森県との融通手続きが完了するまで休漁を余儀なくされたところです。

つきましては、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、混獲を回避しつつも本来の操業を継続することが可能となるよう、長期的な漁獲実績（基礎割）、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度等を考慮した配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

* 下線部分が昨年度要望との変更箇所

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案②）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和2年度要望結果の概要（抜粋）、下線部分が佐賀県要望を反映した要望箇所と関係省庁の回答分

V 海洋性レジャーとの調整等について

項目	想定される回答
<p>3 ミニボートによる危険行為の防止</p> <p>【佐賀県要望は、下線部分】</p> <p>① 海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置を必置するよう業界への強い指導や購買者等への普及啓発を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全対策に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p>水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」（略称「ミニボート安全マニュアル」）の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。なお、船舶の安全については国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。</p> <p>今後とも、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p>【国交省海事局】</p> <p>ミニボート（長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満）は、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリレジャーの裾野拡大の一翼を担っている一方、ミニボートの普及に伴う転覆や機関故障等の海難事故が増加していることから、ハード・ソフト両面から総合的な安全対策を推進している。</p> <p>国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。</p> <p>当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めている。また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施している。</p> <p>今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参りたい。</p>
<p>【佐賀県要望は、下線部分】</p> <p>④ 日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険にエンジン付きミニボートも加入対象とするとともに、ミニボートが漁業操業を妨害した場合や海難事故に伴い漁船等が救難活動を行った場合に漁業者にその損害や費用を補てんするため、保険への加入を義務づけること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>日本漁船保険組合が任意保険事業として実施しているプレジャーボート責任保険は、船底がFRP成型されているミニボートが漁船等と衝突した場合に、漁船等の被害が大きくなる恐れがあることを理由として、同保険の対象としている。加入対象については、日本漁船保険組合が保険約款で定めるものであることから、対象範囲の拡大については日本漁船保険組合に相談していただきたい。</p> <p>プレジャーボートによる漁業操業の妨害は、対人・対物の賠償とは異なり填補範囲の特定が困難であり、当該妨害行為を助長させないためにも、保険の対象とすることは適当でないと考えており、一義的には利用者へのマナーの周知徹底を図っていくことが肝要と考えている。また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施し、加入促進活動を積極的に展開しているところ。水産庁においても、ミニボートによる漁業操業妨害の防止や損害賠償保険への加入等は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への（略称）ミニボート安全マニュアルの掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めており、今後とも、国土交通省と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p>なお、プレジャーボートを含む船舶に係る制度の企画・立案については、国土交通省が所管しているため、プレジャーボートの利用者に対する保険加入の義務化については、国土交通省に相談していただきたい。</p> <p>【国交省海事局】</p> <p>ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えているが、日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険のように、加入に一定の制限があることも認識しており、機会をとらえて保険会社へ対象拡大を働きかけるとともに、保険の加入率向上に向けて取組んで参りたい。</p>

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案②）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和3年度提案議案（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について

【内 容】

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるのミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが、28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 2 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 3 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。

* 下線部分が昨年度要望との変更箇所

全国海区漁業調整委員会連合会海区漁業調整委員会委員の表彰要領

(目的)

第1 全国海区漁業調整委員会連合会（以下、「全漁調連」という）は、各海区漁業調整委員会の委員として永年にわたりその職責を全うしたものを表彰し、委員会の活発な調整活動の推進を図ることを目的とする。

(表彰の方法)

第2 表彰は一般表彰と記念表彰とし、一般表彰は全漁調連の通常総会において、**記念表彰は記念大会において全漁調連会長から被表彰者に対してそれぞれの賞状を授与することにより行う。**

(表彰の対象)

第3 この要領により表彰を受けるものは、委員会の運営に功績顕著な者であって、当該海区の会長から推薦のあった者について表彰選考委員会の選考を経たものとする。

(表彰選考委員会)

第4 全漁調連理事会に会長他5名をもって構成する表彰選考委員会を設置する。
表彰選考委員会の委員長は、全漁調連会長とする。

(被表彰者の推薦)

第5 各海区漁業調整委員会の会長は、次に定める表彰基準に該当する者については、総会又は大会開催の2か月前までに全漁調連会長あてに推薦しなければならない。

(表彰基準)

第6 **一般表彰及び記念表彰にあつては、次の基準によって表彰する。**

1 一般表彰

表彰を実施する通常総会の開催前の3月31日（以下、「基準日」という）現在において、委員として10年以上就任した者。

ただし、基準日の1年以上前に退任している者、過去において委員功績により農林水産大臣及び水産庁長官の表彰を受けた者及びこの要領に基づく一般表彰を受けた者は除く。

2 記念表彰

前号ただし書きの表彰を受けた者であつて、記念大会の都度全漁調連理事会において決定する表彰基準に該当する者。

(大臣表彰等の推薦)

第7 全漁調連会長は、記念表彰の被表彰者であつて、特に功績顕著な者については、表彰選考委員会の議を経て農林水産大臣表彰及び水産庁長官表彰を推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第8 被表彰者の決定は、第6の表彰基準に基づいて表彰選考委員会が審査し、決定する。

(推薦の手続き)

第9 被表彰者の推薦は、被表彰者推薦名簿(別紙様式)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(イ) 履歴書

(ロ) 功績調書

(ハ) その他参考となる資料

付 則

この要領は、昭和51年11月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成3年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成6年3月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年3月6日から施行する。

海区漁業調整委員会創立70周年記念行事に係る委員表彰について

1. 全漁調連の記念委員表彰について

令和2年度は、海区漁業調整委員会発足70周年となることから、「海区漁業調整委員会70周年記念大会」を開催し、下記の表彰基準を満たした委員を表彰する予定であった。

しかしながら、新型コロナの感染拡大防止の観点から令和3年度に延期したものの、長引くコロナ禍により、記念大会の開催が困難となったことから、各々の海区漁業調整委員会において、感謝状の授与を行うこととなった。

2. 農林水産大臣及び水産庁長官表彰基準

【農林水産大臣表彰基準】（令和元年12月31日現在）

- ①連続して20年以上委員として就任した又は現在就任している者であって、会長として通算10年以上就任した又は現在就任している者
- ②連続して30年以上委員として現在就任している者であって、過去に水産庁長官感謝状を授与された者

ただし、下記の者を除く

- ①過去に農林水産大臣感謝状を授与された者
- ②過去において勲章又は褒章、刑罰等を受けたことのある者

【水産庁長官表彰基準】（令和元年12月31日現在）

- ①連続して10年以上委員として現在就任している者
- ②連続して20年以上委員として就任した又は現在就任している者

ただし、下記の者を除く

- ①過去に農林水産大臣又は水産庁長官感謝状を授与された者
- ②過去において勲章又は褒章、刑罰等を受けたことのある者

海区漁業調整委員会創立70周年記念行事 表彰者名簿

農林水産大臣感謝状

No	都道府県名	海区名	氏名	委員在任期間
1	北海道	石狩後志	濱野 勝男	漁 14～16期 学 17～18期 漁 19～21期 (19～21期 海長)
2	北海道	釧路十勝	川崎 一好	漁 14～15期 (14期はH2.7から) (15期はH4.12まで) 漁 16～17期 学 18～19期 (18～19期 海長) 漁 20～21期 (20～21期 海長)
3	岩手県	岩手海区	久慈市漁業 協同組合	漁 13～21期
4	富山県	富山海区	森本 太郎	漁 14～21期 (18期 海長)
5	大分県	大分海区	藤本 昭夫	学 13～21期 (13期はS60.4から) (15～18期 連長)
6	宮崎県	宮崎海区	村田 壽	学 15～21期 (17～21期 海長)

※R1.12.31現在

水産庁長官感謝状

No	都道府県名	海区名	氏名	委員在任期間
1	北海道	石狩後志	佐藤 一義	漁 17～21期
2	北海道	檜山	齊藤 誠	公 17期 学 18～19期 公 20～21期
3	北海道	檜山	菊地 勲	公 18～21期
4	北海道	檜山	成田 直彦	公 18～21期
5	北海道	檜山	澤谷 勝利	公 18～21期
6	北海道	渡島	小川 勝士	学 19～21期
7	北海道	渡島	竹越 勝昭	漁 19～21期

水産庁長官感謝状

8	北海道	渡島	松居 俊治	漁 18～21期 (18期はH19.12まで) (21期海長)
9	北海道	渡島	森 祐	漁 19～21期
10	北海道	胆振	岩田 廣美	漁 18～20期 (18期はH20.2から) 学 21期 (21期海長・連長)
11	北海道	胆振	三戸部 力男	漁 18～21期 (18期はH17.10から)
12	北海道	胆振	高田 慶季	漁 19～21期
13	北海道	胆振	木戸 嘉則	学 19～20期 漁 21期
14	北海道	胆振	野呂 光義	漁 19～21期 (19期はH21.6から)
15	北海道	日高	三上 徹	学 16期 漁 17～21期 (20～21期海長)
16	北海道	日高	坂本 好則	漁 17～20期 公 21期
17	北海道	日高	大澤 晃弘	漁 19～21期
18	北海道	日高	梶川 徹	漁 19～21期
19	北海道	釧路十勝	柳谷 法司	公 19～21期
20	北海道	釧路十勝	亀田 元教	漁 19～21期
21	北海道	釧路十勝	倉館 建一	漁 19～21期
22	北海道	釧路十勝	後藤 義勝	漁 19～21期
23	北海道	釧路十勝	神山 久典	漁 19期 公 20～21期
24	北海道	釧路十勝	西田 達雄	学 18～21期 (18期はH18.6から)
25	北海道	根室	中澤 賢一	漁 16～21期 (20～21期海長) (20期海長はH25.6から)
26	北海道	根室	高橋 敏二	漁 15期、18～21期
27	北海道	根室	大坂 鉄夫	漁 18～21期
28	北海道	根室	田中 勝博	漁 18～21期
29	北海道	根室	南出 利春	漁 18～21期
30	北海道	根室	庄林 満	漁 19～21期 (19期はH21.6から)
31	北海道	網走	高桑 康文	学 18～21期
32	北海道	網走	片川 隆市	漁 18～21期 (18期はH17.7から)

水産庁長官感謝状

33	北海道	留萌	櫛引 光夫	漁 16~17期 学 18期 漁 19~20期 学 21期
34	青森	東部	富田 由廣	学 17~18期 漁 19~20期 (19~20期海長) (19期海長はH23.12から) 公 21期
35	青森	西部	立石 政男	学 19~20期 公 21期
36	青森	東部	二本柳 勝	漁 17~21期
37	岩手	岩手	宮本 ともみ	学 18~21期
38	岩手	岩手	斎藤 千加子	学 19~21期
39	宮城	宮城	關 哲夫	学 19~21期
40	宮城	宮城	伊藤 進	漁 19~21期
41	宮城	宮城	鈴木 正悦	漁 19~21期
42	秋田	秋田	後藤 一雄	漁 17~21期
43	秋田	秋田	澤木 國光	漁 19~21期
44	山形	山形	加藤 栄	学 17~19期 公 20期 学 21期 (20~21期海長)
45	山形	山形	池田 亀五郎	漁 17~21期 (17期はH12.11から)
46	山形	山形	吳 尚浩	学 19~21期
47	山形	山形	本間 直光	漁 19~21期
48	福島	福島	狩野 一美	漁 17~21期
49	福島	福島	松野 豊喜	漁 17~21期
50	福島	福島	高野 一郎	漁 19~21期
51	福島	福島	小野 重美	漁 19~21期
52	茨城	茨城	小野 勲	漁 19~21期
53	茨城	茨城	豊田 稔	公 19~21期
54	茨城	霞ヶ浦北浦	鈴木 幸雄	漁 17~21期 (21期海長) (21期海長はH30.11から)
55	茨城	霞ヶ浦北浦	戸島 武男	漁 17~21期
56	茨城	霞ヶ浦北浦	樽見 軍司	漁 18~21期
57	東京	東京	井上 潔	学 18~21期
58	東京	東京	菊池 勝貴	漁 17期 漁 19~21期

水産庁長官感謝状

59	東京	東京	有元 貴文	学 18～21期 (21期海長)
60	東京	東京	田中 國治	漁 18～21期
61	東京	東京	小島 一則	漁 19～21期
62	東京	東京	岩田 光正	学 19～21期
63	新潟	新潟	渡邊 廣吉	公 19～21期
64	新潟	佐渡	山本 初子	公 19～21期 (19期はH20.12から)
65	富山	富山	奥井 聰	学 18～21期
66	富山	富山	油本 憲太郎	漁 19～21期 (20～21期海長) (20期海長はH26.8から) (21期海長はH30.8まで)
67	富山	富山	尾山 一雄	漁 19～21期 (19期はH20.12から)
68	福井	福井	齊藤 洋一	漁 17～21期
69	福井	福井	平野 仁彦	漁 18～21期 (21期海長)
70	福井	福井	小林 利幸	漁 19～21期
71	福井	福井	東村 玲子	学 19～21期
72	福井	福井	藤田 純一	学 19～21期
73	福井	福井	岸田 賢次	学 19～21期
74	静岡	静岡	田中 克哲	学 19～21期
75	愛知	愛知	山下 三千男	学 18～19期 漁 20～21期 (21期海長)
76	愛知	愛知	黒田 勝春	漁 19～21期
77	愛知	愛知	畠 豊春	漁 18～19期 学 20期 漁 21期
78	三重	三重	掛橋 武	漁 18～21期 (19期海長) (19期海長はH23.8から) (20期海長) (20期海長はH25.8まで) (21期海長)
79	三重	三重	東岡 保	漁 18～21期 (20期海長) (20期海長はH25.8から)
80	三重	三重	西川 豊博	漁 18～21期
81	三重	三重	長野 規一	漁 19～21期
82	三重	三重	浅井 利一	漁 19～21期
83	三重	三重	三鬼 晃	漁 19～21期

水産庁長官感謝状

84	京都	京都	吉本 秀樹	公 19～21期
85	兵庫	瀬戸内海	田沼 政男	漁 18～20期 学 21期 (21期海長)
86	兵庫	瀬戸内海	井上 仁	漁 18～19期 学 20～21期
87	兵庫	瀬戸内海	松本 力	漁 19～21期
88	兵庫	瀬戸内海	小磯 富男	漁 19～21期
89	兵庫	但馬	川越 一男	漁 18～20期 (18期はH19.9から) (20期海長) (20期海長はH28.6から) 学 21期 (21期海長)
90	兵庫	但馬	松本 斎	漁 19～21期
91	兵庫	但馬	濱邊 希夫	漁 19～21期
92	兵庫	但馬	田畑 富治	漁 19～21期
93	和歌山	和歌山	松村 徳夫	漁 17～18期 学 19～21期
94	和歌山	和歌山	嶋田 和紀	漁 17～21期 (17期はH14.12から)
95	和歌山	和歌山	木下 吉雄	漁 19～21期
96	和歌山	和歌山	片谷 匡	漁 19～21期
97	和歌山	和歌山	梅本 直也	漁 19～21期
98	島根	島根	岸 宏	学 17～21期 (19～21期海長・連長)
99	島根	隠岐	濱田 利長	漁 17～21期
100	島根	島根	林 干城	公 19～21期
101	島根	島根	松本 美夫	漁 19～21期
102	岡山	岡山	奥野 ミエ子	学 18～21期
103	岡山	岡山	豊田 安彦	漁 19～21期 (20期海長) (20期海長はH27.12から)
104	岡山	岡山	平田 晋也	漁 19～21期
105	岡山	岡山	広田 均	漁 19～21期
106	広島県	広島海区	北田 國一	漁 19～21期 (21期海長)
107	広島県	広島海区	川岡 勝義	漁 18～21期 (18期はH18.12から)
108	広島県	広島海区	久保河内 鎮孝	漁 19～21期
109	広島県	広島海区	山本 学	漁 19～21期

水産庁長官感謝状

110	山口	瀬戸内海	小田 貞利	漁 18期 学 19～20期 漁 21期
111	山口	瀬戸内海	石原 詠美子	公 18～21期
112	山口	日本海	濱本 幾男	漁 18～19期 学 20～21期 (21期海長・連長) (21期連長はH30.3から)
113	山口	日本海	森澄 一實	学 17～18期 (17期はH13.12から) 漁 19～21期
114	山口	日本海	近本 佐知子	公 18～21期
115	愛媛	愛媛	喜田 ヒサ子	学 19～21期
116	高知	高知	志磨村 公夫	漁 18～21期 (20期海長) (20期海長はH26.7から)
117	高知	高知	柴田 皓司	漁 18～21期
118	高知	高知	石田 実	学 19～21期
119	高知	高知	新保 輝幸	学 19～21期
120	高知	高知	参田 敦	公 19～21期
121	高知	高知	三谷 英子	公 19～21期
122	福岡	豊前	高松 三男	漁 17～21期 (19～21期海長)
123	福岡	豊前	角田 加夫	漁 14～15期、19～21期
124	福岡	有明	梅崎 義己	漁 19～21期
125	福岡	豊前	他力 清	漁 18～21期
126	福岡	豊前	江口 猛	漁 18～21期
127	福岡	筑前	梶原 康弘	漁 19～21期
128	福岡	有明	平野 年吉	漁 19～21期
129	福岡	豊前	大坪 勝	公 19～21期
130	福岡	豊前	金丸 幸道	漁 19～21期
131	佐賀	松浦	川崎 和正	漁 18期 学 19～21期 (19～21期海長) (20～21期連長)
132	佐賀	松浦	池田 宏子	学 18～21期
133	佐賀	松浦	坂本 安則	漁 19～21期
134	佐賀	松浦	梅崎 博昭	漁 19～21期
135	佐賀	有明	中村 直明	漁 19～21期

水産庁長官感謝状

136	長崎	県南	長野 正照	漁 19~21期
137	長崎	県南	岡部 聖二	漁 18~21期
138	長崎	県南	松下 吉樹	学 19~21期
139	長崎	県北	大久保 照享	漁 19~20期 学 21期
140	長崎	五島	草野 正	漁 19~21期 (19~20期海長)
141	長崎	五島	大久保 金政	漁 19~21期
142	熊本	天草不知火	浜 悦男	漁 17~21期 (20期海長)
143	熊本	天草不知火	内野 明德	学 17~21期 (17期はH15.4から)
144	熊本	天草不知火	江口 幸男	漁 18~21期 (21期海長)
145	熊本	天草不知火	関山 哲也	漁 18~21期
146	熊本	天草不知火	脇島 成郎	漁 19~21期
147	大分	大分海区	小野 眞一	学 19~21期
148	鹿児島	鹿児島	森山 増美	漁 18~21期
149	鹿児島	鹿児島	川畑 三郎	漁 19~21期
150	鹿児島	鹿児島	邑山 初徳	漁 19~21期
151	鹿児島	鹿児島	佐野 雅昭	学 19~21期
152	鹿児島	熊毛	川南 進	漁 18~21期 (21期海長)
153	鹿児島	熊毛	増田 育司	学 19~21期
154	鹿児島	奄美大島	茂野 拓真	漁 17~21期 (20~21期海長)
155	鹿児島	奄美大島	奥田 忠廣	漁 19~21期
156	鹿児島	奄美大島	鳥居 享司	学 19~21期
157	沖縄	沖縄	上原 亀一	漁 16~21期 (16期はH12.1から)
158	沖縄	沖縄	池田 博	漁 18~21期
159	沖縄	沖縄	赤嶺 博之	漁 19~21期

